

会 議 録 (概要)

会議の名称	平成 28 年度第 1 回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	平成 29 年 3 月 28 日 開会午後 2 時 閉会午後 3 時 30 分
場所	佐渡市役所本庁 3 階大会議室
議題	<p>1 個人情報業務の登録について（農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集事務）</p> <p>2 個人情報業務の登録について（住民票、戸籍謄抄本等の第三者交付に係る本人通知制度）</p> <p>3 被災者生活再建支援システムの導入に伴う電子計算機と通信回線等の結合に関する意見照会について</p>
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	<p>会長 岡崎 拓夫 副会長 橘 祥子 委員 仲田 善夫、藤井 光、中嶋 羊一、山口 恵 【欠席】永井 恭子</p> <p>実施機関 農業委員会事務局長 佐々木 雅文 市民生活課戸籍係長 南藤 真木子 総務課防災危機管理室長 伊藤 修</p> <p>事務局 総務課長 渡邊 裕次 総務課長補佐 甲斐 由紀夫 法規係長 本間 賢一郎 法規係 主事 石川 奏重</p>
傍聴人の数	0 人

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
岡崎会長	<p>これから佐渡市個人情報保護制度審議会を開催します。委員の皆様よろしくお願ひします。</p> <p>議事第1号 個人情報業務の登録について （農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集事務）</p>
岡崎会長	<p>それでは、議事第1号「農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集事務」の個人情報業務の実施について、農業委員会事務局からの説明をお願いいたします。</p>
農業委員会事務局 佐々木局長	<p>それでは、「農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集事務」についての個人情報業務の登録についてご説明をいたします。</p> <p>事務の目的は、「農業委員会委員の選出・任命及び農地利用最適化推進委員の選出・委嘱」で、これは、昨年4月1日から農業委員会等に関する法律が改正されたことによるものです。</p> <p>業務で取り扱う個人情報の記録項目は、「氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業、職歴、所属団体、財産の状況、推薦理由欄に記載された個人の評価等」です。</p> <p>個人情報の取得先は、本人から直接取得する場合と、本人以外の者（法人その他の団体、個人）から取得する場合があります。</p>
石川主事	<p>事務局から補足させていただきます。電子計算機の処理について、これはパソコン処理などのことをいいますが、今回はこの電子計算機処理があります。また、ホームページに情報を載せるという点で、「電子計算機の結合」を行います。</p>
佐々木局長	<p>実施機関以外の者への委託はありません。</p> <p>それでは、詳しく説明をさせていただきます。</p> <p>昨年4月1日から、農業委員会等に関する法律が改正になりました。農業委員は、今までは公選制、いわゆる選挙によって選ばれておりましたが、法改正により、今度からは推薦と、公募、要するに募集をかけるのですけれども、それらによって選任をするという形に、大きく法律が変わりました。それによって、そういった個人情報を登録させていただきたいという形になったものです。</p>

推薦・公募の募集の期間は1箇月間です。これについては、農業委員会法の施行規則に全て書かれておりまして、全てその条項により、選任規程を定めています。

市の農業委員会ホームページ等を通じて周知を図ります。まだ応募は来ていませんが、周知をさせていただくというもので、ホームページに、申し訳ありませんが、掲載させていただいております。

委員の推薦及び募集に当たっての手續として、申込書が3種類ありまして、個人推薦（様式第1号）、法人又は団体による推薦（様式第2号）、それから、募集することに応募する場合（様式第3号）の3種類の方法があります。

推薦を受けた者、公募した者については、佐渡市の農業委員会のホームページに、4月1日から4月30日の募集期間の、中間、それから終了後、公表をいたします。これも、施行規則に謳われております。施行規則第6条に、氏名、住所、職業、年齢、職歴といろいろとありますが、住所以外の全てを公表するということが謳われておりますので、そういった形にさせていただきたいものでございます。

次に、様式第1号の個人推薦のものを見ていただきたいのですが、ここには、氏名、性別、住所、電話番号、職業、生年月日・年齢、職歴、農業経営の状況、さらに、認定農業者であるか否か、これについては、農業委員会委員については、定数の半分については認定農業者でなければならないという規定がありまして、それに基づいて応募される方が認定農業者であるか否か、区分を規定してもらうものです。その下の「推薦応募の状況」については、この募集について、同時に農業委員会委員と農地利用最適化推進委員という2種類があるのですが、同時に両方へ申し込むことができます。それについても、推薦又は応募するのかどうかというところで、区別を書いてもらうということです。裏面にいきますと、今度は推薦をする者についても、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入してもらいたいというものです。個人に対しては複数の者が推薦するといったことも可能です。最後になりますが、推薦を受ける者の推薦同意書、推薦を受けることに同意しますということで、本人の署名・捺印をしてもらうということになります。

様式第2号は、法人又は団体の方が推薦をする場合のものです。これについては、表面は様式第1号とまったく同じで、推薦を受ける者の情報を書いてもらいます。裏面は、今度は法人になりますので、法人団体の住所、電話番号、法人の名称、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格要件、法人団体の目的を記入して

	<p>いただきます。それから、推薦する理由も必要です。</p> <p>様式第3号は、個人で自らが応募する場合に申し込んでもらうものです。ここには、さきほどとまったく同じで、本人の氏名、性別、住所、電話番号…を書いてもらいます。あとは、応募をする理由、自分がどういった形で応募するのかという、自己アピールを書いてもらうというものでございます。</p> <p>それから、次に、今回の法改正により農業委員の他に、農地利用最適化推進委員というのができました。大まかなものはさきほどと同じなのですが、さきほどと違う部分について説明します。最適化推進委員については、推進委員が担当する区域というのを分けて、推薦・応募を行います。旧市町村単位に分かれておりまして、それぞれ担当する区域が違います。</p> <p>あとは、募集の期間は同じく1箇月、4月1日から30日までで、ホームページにも同時に載せたいということになります。こちらについても3種類の申請書で使い分けてもらいます。また、応募の期間中、中間と終了後には、これも公表することになります。当然住所だけは公表しません。これも、農業委員会法の施行規則でこういう形で謳われております。</p> <p>様式集を見ていただきたいのですが、これはさきほどお示したものとほとんど同じでございます。様式第1号、個人推薦のものですが、違うのは、推薦する区域というものがございます。また、認定農業者であるか否かという区分もございません。推進委員については、認定農業者でなくても問題なく応募することができます。様式第2号と様式第3号も同様です。</p> <p>最後に、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼務することはできません。同時に申し込むことはできますが、兼務はできません。それらの身分については、非常勤特別職であって、業務については守秘義務が伴うものであります。</p>
岡崎会長	<p>ありがとうございました。事務局で何か補足はありますか。</p>
石川主事	<p>一点補足させてください。業務登録票の方で、個人情報取得先についてですが、個人情報は原則として本人から、その人の情報はその人から取得しなければならないと条例9条で規定されているのですが、例外的に本人以外から取得できる場合というのが条例に列挙されています。条例の9条1項1号の「法令等に定めがあるとき」ということで、今回、農業委員会の法律に定めがあります。また、9条2号で「本人の同意がある」というのも例外事由として規定さ</p>

	<p>れていますが、申請書、応募書類といった様式の最後に本人同意欄がございますので、そういった点でも、本人以外の者からの取得の根拠となります。</p>
岡崎会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明で、委員の皆様方からご意見やご質問がございましたらお願いします。</p>
橘副会長	<p>住所以外は全部ホームページで出すというお話でしたが、業務登録票の経歴のところは、職業・職歴・所属だけが対象になっているのですが、それはわかっているのでしょうか。例えば農業大学に出たとかいう場合も、全部ホームページに書かれるのでしょうか。</p>
佐々木局長	<p>はい。どういった農業をやっているのか、経験があるのか、あとは農業大学といったところを卒業したというのも大きな経歴になります。それから、農業についてはまったく行ったことがなくても応募することは可能です。それで、この経歴については公表をなさないと、農業委員会に関する法律の施行規則、施行令で謳われておりますので、それをやらないと、法律違反だということになってしまいます。</p>
岡崎会長	<p>今のお話は、業務登録票の学歴のところにはチェックがないという話なのですが…</p>
佐々木局長	<p>申し訳ないです。これはチェックしてもらった方がよいですね。それから「資格」も…。それでは、学歴、学業、資格、これらをチェックしていただけないでしょうか。</p>
岡崎会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
橘副会長	<p>はい。</p>
岡崎会長	<p>他に何かございますか。</p>
仲田委員	<p>「財産の状況」というのは、これはどのような内容のことになるのでしょうか。</p>
佐々木局長	<p>これは、農業なら田んぼが何アール所有されているとか、畑がどれだけあるのか、どれだけ耕作しているのかといった内容を書いて</p>

<p>岡崎会長</p> <p>岡崎会長</p> <p>岡崎会長</p>	<p>いただきます。</p> <p>他に何かありますでしょうか。 (意見等なし)</p> <p>それでは、本件につきまして、承認するという事によろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>それでは、意見が一致しましたので、承認をさせていただきます。議事第1号を終了させていただきます。ご苦労様でした。</p>
<p>岡崎会長</p> <p>市民生活課戸籍係 南藤係長</p>	<p>議事第2号 個人情報業務の登録について（住民票、戸籍謄抄本等の第三者交付に係る本人通知制度）</p> <p>それでは、議事第2号「住民票・戸籍謄抄本等の第三者交付に係る本人通知制度」についての個人情報業務の登録について、市民生活課から説明をお願いいたします。</p> <p>はい。では、説明させていただきます。この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを結婚や就職の身元調査と不要な身元確認のために第三者が請求・取得することを抑制し、個人の権利侵害を防止することを目的とする制度で、佐渡市に本籍又は住所を有している、若しくは有していた方が対象となります。</p> <p>希望者が申請によって、本人通知制度の登録者となります。登録後は、第三者からの交付請求で、住民票の写しや戸籍謄本が交付された場合に、この事実を本人に郵便で通知いたします。この場合の第三者とは、本人から委任状などで委任を受けた代理人や代理人以外の例えば債権者や保険会社、依頼者から受任した事務を遂行するために職務上必要な請求をする8士業が該当となります。</p> <p>通知の対象となる証明は、住民票の写し、住民票の記載事項証明、戸籍の附表、戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明で、通知の内容は、交付した年月日、交付した証明書の種別、通数、交付請求者の種類、以上となっております。</p> <p>申し込んでいただいたあとについては、住民基本台帳システム及び戸籍システムに登録をし、申込者の台帳を作成します。提出された申込書は、システム内と紙媒体の両面で管理をし、システムについては、パスワード管理をし、さらに、登録管理業務は、一部の権限を与えられた限られた職員で行います。また、第三者から証明書の交付請求があった際には、システムから登録者であるとのメッセ</p>

岡崎会長	<p>ージが出るしくみとなっており、交付請求の事実が本人通知として通知されるよう発行されます。紙媒体の申込書については、登録後ファイリングをし、施錠できる書庫に保管となります。以上簡単ではありますが、制度の概要について説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から何か補足はありますでしょうか。</p>
石川主事	<p>業務登録票について、少し補足いたします。個人情報取得先なのですが、本人が申請する場合と、あと、代理人が申請する場合がありますので、本人と本人以外のところにチェックが入っております。その代理人の申込みの場合は、9条の1項の2号の「本人の同意」というようにみなされるので、そちらの第2号というのを入れています。以上です。</p>
岡崎会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明で、委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。</p>
仲田委員	<p>こういう内容を広報で2月か3月に見たかなという感じがするのですが、事前に登録した人に通知するというわけですから、登録しない人には通知しないというわけですね。だんだんと佐渡市も高齢化になってきておまして、広報等で案内をしても、ある程度高齢の方、一人暮らしの方などは、何のことかな？と、そういった迷いもあるでしょうし、そういう面で事前に登録するというのは難しい気もするのです。何か登録しなかったばかりに、マイナスといいますかね、不利益を被った事例や懸念といったことはあるのでしょうか。</p>
南藤係長	<p>具体的な事例については、耳に入ってきてはいないです。今、成年後見という制度がありますので、高齢者の方についてはそういう方がついていればその方が代理で申請していただくということは可能です。ただ、そういう方が付いていない方については、申請をしていただくのは…、足腰が弱った方、認知が入った方についてはそういうことは難しいのかなと思うことはあります。</p>
岡崎会長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>

<p>岡崎会長</p> <p>岡崎会長</p>	<p>特になければ、本件につきまして、承認するという事によろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは意見が一致しましたので、本件については承認いたします。ご苦労様でした。</p>
<p>岡崎会長</p> <p>伊藤室長</p>	<p>議事第3号 被災者生活再建支援システムの導入に伴う電子計算機と通信回線等の結合に関する意見照会について</p> <p>それでは、議事第3号の「被災者生活再建支援システムの構築に伴う電子計算機と通信回線の結合」について、総務課防災危機管理室から説明をお願いします。</p> <p>総務課防災危機管理室 伊藤と申します。よろしく申し上げます。この被災者生活再建支援システムとは、大規模災害が発生した際に、行政として建物の被害の確認やそれに伴う罹災証明の発行、また非難している方の確認をします。それに基づいて、各種支援制度を行っていくわけなのですが、こちらが、遅滞なく、正確にそれらを行うために、京都大学と新潟大学が中心になり、開発したものです。これは、中越地震や中越沖地震などを受けてつくられたもので、あとで紹介しますが、他の震災でも利用されており、必要とされているシステムであります。</p> <p>何のために導入するのかということになりますけれども、災害時に、大量に発生するこのような業務について、個々の課でそれぞれ行いますと、なかなか統一性が図れなかったり、両方の部署で同じことをやったりと、連携がとれない面もありますので、一括して行うためのシステムが必要となります。また、今回の制度では、新潟県内の、全部ではないのですが、かなりの市町村がいっしょになって行う共通のシステムということで、応援や受援の際にすぐ機能する点で、非常に有益なシステムになります。</p> <p>導入により何が改善されるのかという点ですが、このシステムを利用することで、統一的に業務を行えるというのが一番になります。また、発生する大量の業務について、例えば、家屋の調査をして、それを行ったもののデータ化、そこから罹災証明書の発行という一連の手続で行えるということで、調査をするチーム、また、それを発行するチームというものが、別になっても統一した業務が行えるというものになっております。</p> <p>個人情報漏れる心配はないのかという点についてですが、LG</p>

	<p>WAN回線という閉鎖性が強く、セキュリティの高い回線を使いやりとりを行います。LGWANというのは、総合行政情報ネットワークという、行政専用の切り離されたネットワークであり、地方公共団体情報システム機構によって高度なセキュリティを維持した上で運営されているものということで、行政の情報のやりとりというのは、LGWAN回線で行われております。</p> <p>それで、今回お願いする内容になりますが、県で、このような制度を一括して構築します。ここに参加する県内市町村、16市町村ございますが、そちらの方で負担金を払ってこの制度を構築するのですが、このシステムにあらかじめ住民基本台帳情報をのせておく必要がございます。ということで、システムを作る際に、1年間に1回ずつ更新をするということになります。住民基本台帳の情報をいったん防災の方で吸い上げまして、それを県の方に送るという作業になります。ということで、我々が、外部、県との通信回線に電子計算機の結合を行うということになりますので、このことについて、個人情報保護制度審議会の意見照会を行うというものです。お願いいたします。</p>
岡崎会長	<p>ありがとうございました。 事務局から何か補足はありますでしょうか。</p>
石川主事	<p>特にございません。</p>
岡崎会長	<p>ただいまの説明で、委員の皆様から御意見御質問がありましたらお願いします。</p>
仲田委員	<p>これを使うことによって、16市町村ですかね、ここにある情報が一括して保存されていて、例えば佐渡市が新潟市とか十日町市とかの情報を得たい場合に、操作すればポンと出てくると…、そのようなどこの市町村の情報でも見れるという形になるのですか？</p>
伊藤室長	<p>通常時はそういうことができない状態になっていまして、災害が起こった時に被災自治体に付与されてそれで行うという形になります。</p>
仲田委員	<p>通常はできないのだけれども、そういうときになったときのみ…ということでしょうか？</p>

伊藤室長	はい。そうです。具体的な使い方までは示されていないのですが、佐渡市民のみではなく、参加している自治体の方が被災している場合も、その方についても被災者台帳が作成されるシステムになります。
橘副会長	もし佐渡市が大災害にあったときに、一番近い自治体はどこですか？
伊藤室長	罹災証明の発行などは法で決められている内容ですので、大きい自治体、例えば、新潟市、長岡市、上越市というところは、すでに自分たちでシステムをもってしまっています。ですので、そういった自治体は、今回のこのシステムには参加しておりません。それ以外の、今回システムに入る自治体で近いところだと、聖籠、五泉、新発田あたりでしょうか。
橘副会長	例えば、佐渡は広いのですけれども、佐和田地区に何か災害が起こったとなると佐渡の人達に応援してもらおうというのはどういうようになるのですか？
伊藤室長	このシステムは、例えば家屋が100棟くらいつぶれたとします、そうすると、だれの持ち主でどうなったというのを入れていくわけです。そうしますと、家屋の分野というのはできあがるのですが、一方で高齢者を調査するチームがいて、何さん、何さん、何さん、というのがあるとします。さらに、避難所A、避難所Bというのがあって、そこにだれがいるというのを入力していくわけです。そうすると、それが全部同一システムに入っていくわけです。そうすると、Aさんが、今どんな状態なのか見れるというシステムとなります。応援ということになりますと、手を貸すということになりますと、このシステムではなくて、人を集めてですね、手伝うということになります。例えば佐和田地区で災害があった場合、機械としてはこのシステムを使って被災者を支援しますが、人力なものについては、島外から応援が来るまでの際は、安全な、被災していないところからの応援になると思います。
橘副会長	ここが応援が必要だというのは、このシステムを使って把握するのですか？
伊藤室長	このシステムは、そういったものはちょっとできないです。被災

	<p>された方の情報を入れて、漏れがないという形にするわけです。Aさんがこのような被災をうけました、といろいろな情報が入ってくるわけなのですが、個人個人で支援を受ける内容が異なるものですから、今までですと各部署ごとに台帳をつくってしまして、そうすると漏れが出てきたり、同じことをやっていたりというのがありません。そういうのをなくし、迅速に行うようにするというシステムです。高齢福祉ではこのデータを使いました、税務課固定資産税ではこのデータを使いました、避難所ではこのデータを使いました、となると、それぞれが別で動くものですから、そういったことをなくすひとつのシステム…、一括してこの人の画面を開くと、今何の支援を受けていて今後何の支援が必要かというのがわかるシステムとなります。</p>
<p>岡崎会長</p>	<p>他に何かご質問はありますか。 (質問なし)</p>
<p>岡崎会長</p>	<p>特になければ、本件について御承認いただけますでしょうか。 (異議なし)</p>
<p>岡崎会長</p>	<p>それでは、意見が一致しましたので、承認いたします。ご苦労さまでした。</p>